



恐しかった台風26号

復旧急ぐ海岸汐寄提防

富士市内を襲った台風二十六号は市内全域にわたって大きなツノ跡を残し、死者二人を始め重軽傷者十五人、家屋の全半壊二一六戸、更にはあれほど頑強に完成した三四軒屋地先の海岸潮寄堤防約三〇米が決壊、このほか農作物の被害などを含め、サット十数億円にのぼる損害を与え、早期復旧対策が急がれており、また台風二十六号は、九月二十五日(午前〇時)ごろから激しい風雨をともない約一時間にわたって最大風速四

五メートル(瞬間風速五八米という、いままではなかった強風で吹きまくる市内各所の家屋は倒壊、トタン屋根がワラ、看板類など音をたてて飛散し、文字どおり地獄絵巻ながらの惨状でありました。

市では直ちに災害対策本部を市役所会議室に設け、全職員を動員、一方県の災害対策本部を通じて自衛隊の災害派遣を要請して本格的な救援活動を実施し、あの献身的な活動振りには、全市

民から深く感謝されています。また、市の災害対策本部では、いち早く被災を受けた市民にトタンなど有料でくばったのを始め災害復興住宅資金貸付のための住宅相談所などを開設、また罹災証明書の発行などで天手古舞の連日でした。

(写真、めちやめちやに打ちのめされた三四軒地先の海岸提防)

共同募金 目標155万円

十月一日から赤い羽根募金運動が始まり、ことしで満二十年を迎えます。富士市のことしの割当額は、前年にくりべ約十数万円多く約一七〇万円が予定されています。

募金方法は、例年どおり戸別募金と市内の篤志者等によって前年実績額の約一五〇万円を達成したいと市民に協力を呼びかけています。

工事停電のお知らせ

十月十七日(日) 午前七時三十分から八時十分の間と十五時四十分から十六時二十分の間) 配電線切替のため短時間停電がありますので、ご注意ください。

高島、藤間の一部、前田、柳島、川成島の一部、下川成、助六、五軒屋、中丸、小須、田子、鮫島、前田新田、旭化成住宅。

国有地の無断耕作は違法

市内水神地先国有地を無断使用している方がまだありますが、国有地は国民全般のもので一部の人がが

年金法が改正

夫婦で月一万円に

老後のしあわせのために 保険料を納めましょう

国民年金法が改正され、明年一月から夫婦の場合では月に一万円が実現されました。

この改正によって年金額が二・五倍に引き上げられ、老令年金では、いままでの二万四千円(二十五納付)が六万円となり、夫婦あわせると月額一万円がもらえることになりました。

また障害、母子、遺児などの各年金もこれにならって改正されますから受給者にとつてはまさに福音です。ところで年金法が改正された主な内容をあげてみます

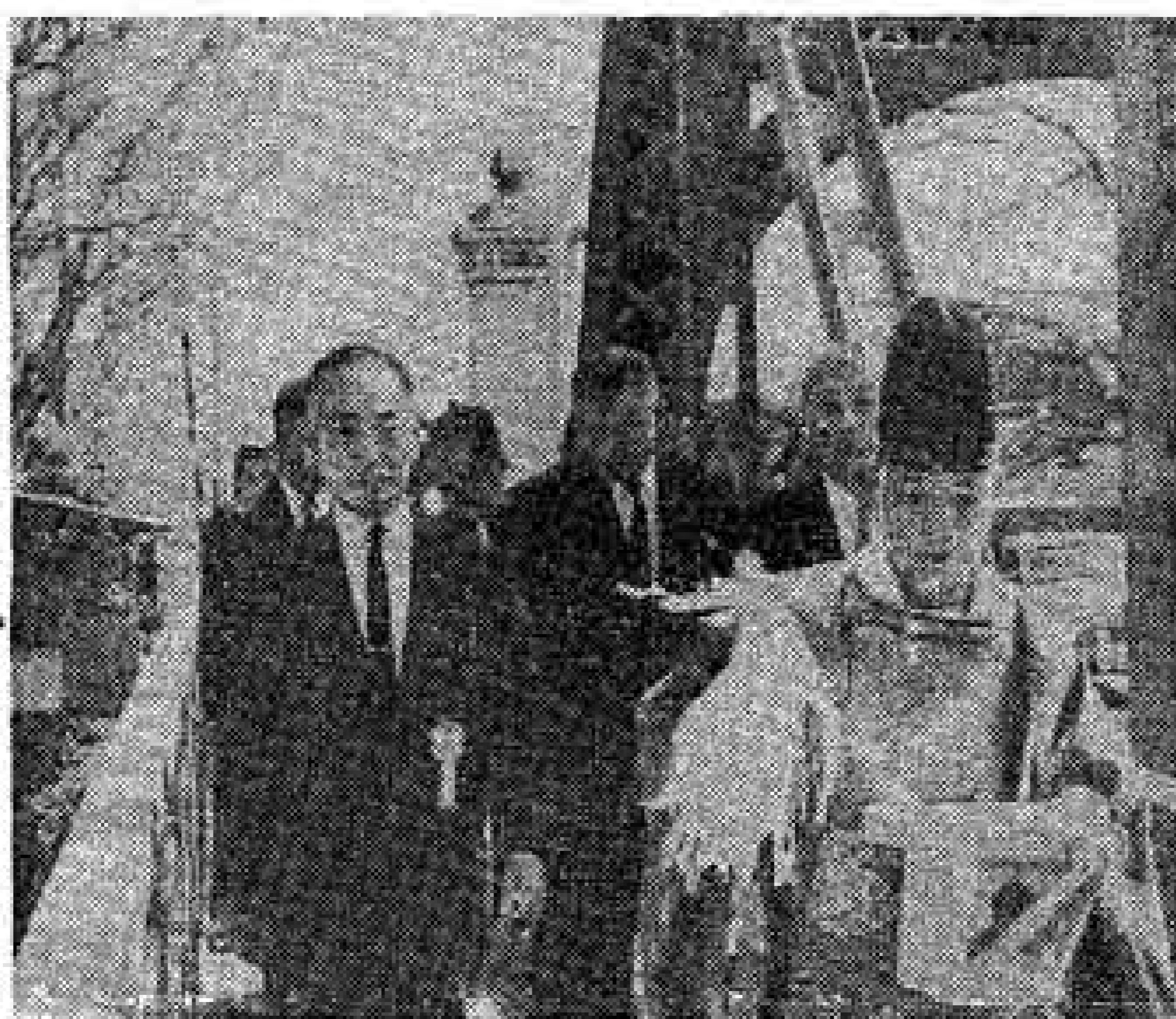
▽老令年金は明年一月から二十五納付を納めた場合の年金額は、いままでは二万四千円でしたが二・五倍の六万円に

▽障害年金 最低保障の年金額二万四千円が六万円になりました。また母子準母子年金についても母と子二人の場合の年金額一万四千円が六万円に引き上げられました。

▽保険料も月に百円引上げ

年金の受給額が引き上げられれば経費の確保も必要となりこんどの改正に伴い、現行の百円および一五〇円の保険料が二十五円以上は一五〇円に改められました。これらの年金を受けるにはまず保険料を納めることが大切です。そして国民年金は、あなた

の老後を守る大切なうしろだてです。老後に希望ある生活設計を築くためにも保険料は必ず納めましょう。くわしいことは市民課年金係へお尋ねください。



“安心して渡れる” 開通した富士川鉄橋歩道橋

橋の歩道橋の開通式は、九月三十日関係多数をむかえて行ないました。

この歩道橋は、現在の鉄橋北側に市員一・五米の側道を取りつけたもので全延長は三九九米、工事その他は建設省が施工し工費は五千五百万円。

また、この鉄橋は大正十三年に建設されたもの巾七米では現在の激しい交通量に加え大型車のすれ違いで人の歩行など全く生命がけであったもの、富士市および富士川町では地元民の強い要望により長い間、建設省に対し陳情を続けていただけにこの歩道橋の開通は、関係者からたいへんよろこばれています。

(写真、開通した富士川鉄橋の歩道橋)

勤労者に150万円まで

住宅・生活資金貸付

「富士市に居住する会社」や工場に働らく従業員の方で(その他の職業の方でも可)

◎自分の家を建てたいが資金がなくて……といはれる方

◎土地、建物購入、家の増改築をされる方

◎いろいろの理由でお金の必要な方に奨励金貸付でいつでも融資が受けられます。

◎融資金額は

住宅資金一五〇万円まで

一〇年一八年以上生活資金一〇万円まで

一〇回一〇〇回の月払いです。

◎借りられる方は「富士市」に居住する勤労者や商店等の従業員の方で

住宅資金……二年以上生活資金……二年以上(同一事業所に)

勤務し返済能力のある方

◎申込受付は

静岡県労働金庫富士支店 富士市水戸島四〇三

富士市〇八〇八

◎勤労者の預金も市中金融

こぞつて加入

中小企業の事業主のみならず、中小企業退職金共済制度を存じしようかこの制度は、従業員の福祉の向上をはかり、労働力を確保し、定着させ中小企業を発展させていくことをねらいに国が

退職金共済制度です。この制度は、企業主の相互扶助と国の補助により運営されている退職金制度で現在全国で八万五千余の事業主(従業員数一一八万人余)が加入しています。

また、その掛金収納金額は二・三億円のほり、退職金もすでに十四億四千万円が支払われ、その成果が大きく評価されています。

くわしいことは、沼津労働事務所(電話沼津六六一四五六) 商工会議所、各金融機関(本、支店)などへお問い合わせください。

市県民税第3期分の

納税は10月30日まで

早めに納めて下さい。

災害と税金

災害などで期限を延長

災害やその他やむをえない理由で国税の申告、申請や納税が期限までにできない場合には、その期限を延長することができます。

この場合は、税務署長あて申請して下さい。

延長できる期間は、その災害などがやんだ日から、2ヵ月以内となっています。

申告や納税の期限が延長された場合は、延長後の期限が法定期限となつて、この期間は、無申告加算税や延滞税はかかりません。

なお、税務署の受け付けや市町村役場の税務課には、災害を受けたときの税金の取扱いをわかりやすく説明したパンフレットが準備してあります。

富士税務署